

公益財団法人富山市生活環境サービス
評議員及び役員の報酬並びに費用に関する規程

(目的及び意義)

第1条 この規程は、公益財団法人富山市生活環境サービス（以下「財団」という。）定款第18条及び第36条の規定に基づき、評議員及び役員の報酬等並びに費用に関し必要な事項を定めることを目的とし、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（平成18年法律第48号）並びに公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律（平成18年法律第49号）の規定に照らし、妥当性と透明性の確保を図ることとする。

(定義等)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 役員とは、理事及び監事をいい、評議員と併せて役員等という。
- (2) 常勤役員とは、理事のうち、当財団を主たる勤務場所とする者をいう。
- (3) 非常勤役員とは、役員のうち、常勤役員以外の者をいう。
- (4) 報酬等とは、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条第13号で定める報酬、賞与その他の職務遂行の対価として受ける財産上の利益及び退職手当であって、その名称のいかんを問わない。費用とは明確に区分されるものとする。
- (5) 費用とは、職務の遂行に伴い発生する交通費、旅費、手数料等の経費をいう。報酬等とは明確に区分されるものとする。

(報酬等の支給)

第3条 役員等に対しては、それぞれの役員等の勤務形態に応じて、次のとおり報酬等を支給することができる。

- (1) 常勤役員 報酬等
- (2) 非常勤役員 報酬
- (3) 評議員 報酬

2 役員等には財産上の利益及び退職手当は支給しない。

(報酬等の額の決定)

第4条 常勤役員に対する報酬等の額は、次の各号に掲げる報酬等の区分に応じ、当該各号に定める額の範囲内で、理事会において決定する。

- (1) 報酬 別表第1に定める額
- (2) 期末手当及び勤勉手当 別表第2に定める額

2 非常勤役員に対する報酬の額は、理事会への出席1回につき、9,300円とする。

3 評議員に対する報酬の額は、評議員会への出席1回につき、9,300円とする。

(報酬等の支給方法)

第5条 常勤役員に対する報酬等の支給の時期は、次の各号に掲げる報酬等の区分に応じ、当該各号に定める時期とする。

(1) 報酬 毎月15日(ただし、当該日が日曜日、土曜日又は国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日(以下この号において「休日等」という。)に当たるときは、その日前においてその日に最も近い休日等でない日を支給日とする。)

(2) 期末手当及び勤勉手当 毎年6月30日及び12月10日(ただし、当該日が日曜日に当たるときはその前々日を支給日とし、土曜日に当たるときはその前日を支給日とする。)

2 非常勤役員及び評議員に対する報酬は、それぞれ理事会又は評議員会に出席した都度、支給する。

3 報酬等は、通貨をもって本人に支払う。ただし、本人から申出があったときは、本人の指定する本人名義の金融機関の口座に振り込むことができる。

4 報酬等は、法令の定めるところにより控除すべき金額を控除して支給する。

(費用の支給)

第6条 役員等がその職務の遂行のために旅行したときは、その費用を支払うことができるものとし、その額及び支給方法については、財団旅費規程を準用するものとする。

2 常勤役員には、通勤に要する交通費として通勤手当を支給し、その計算方法は財団職員給与規程に準ずる。

(公表)

第7条 財団は、この規程をもって、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第20条第1項に定める報酬等の支給の基準として公表するものとする。

(改廃)

第8条 この規程の改廃は、評議員会の決議を経て行う。

(委任)

第9条 この規程の実施に関し必要な事項は、評議員会の決議により別に定める。

附 則

この規程は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第106条第1項に定める公益法人の設立の登記の日から施行する。

別表第1（第4条第1項第1号関係）

役職名	報酬月額
専務理事	400,000円までの範囲内

別表第2（第4条第1項第2号関係）

役職名	期末手当及び勤勉手当（年額）
専務理事	800,000円までの範囲内